## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	裁判所の命令審査権に付て(大審院判例の批評)
Sub Title	
Author	美濃部, 達吉
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.3 (1915. 3) ,p.123(1)- 231(9)
JaLC DOI	10.14991/001.19150301-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

級

口米國式裁縫 □英國式裁縫

口毛織物販賣

英米各専問ノ設備ヲ有スルニ依リ貴下い英米何レノ 歐米斯業大家ハ特ニ弊店ノタメニ時々流行通信ヲ報シ來リ隨テ

0)

によれり

於 米 國 桑 港 型ヲ擇バ ルトモ自由ナリ

行通信ヲ報シ來リ隨テ弊店裁縫部ハ口シカゴストーン等ノ各被経學校及

人格上……

裁縫店。院成功心貴下 一最優先一利了石八次八本服装

銀座通尾張町)へ介ルララリ 数者,権護・好望。荷心震 多利流

ナルトス

進級。圖表 11 ノ新服装ニョリ貴下カ新開展 が無類が 乗セラレ ン事 羽田 親

H 學會雜誌 第九卷第三號

論

説

(大審院到例 0 批評

判

所

0)

命

令

審査

に

以て ح 公 す、又憲 世 たる 2 を要する 限界を超 E 75 又は憲法 當 3 の權 す 限ある 0 上命 內 介を に於 關に T て定 8 3 るを 法 を 71 の形

る 0) 法 T 7 3 规 z 0) 蹞 本 17 0 を定 3 有 定 は な 步 る す Ġ n 8 8 Ø な を 3 加 ع B T 夠 3 は 所 Z 其 0 獨 3 有 江 17 り。さ る 13 71 13 3 は 之 爸 بخ 圣 J. 查 認 所 Ŀ す 13 U 战 3 其 3 77 て 0 Ø 0 17 少 有 0 3 3 權 效 7 10 は、之 ૪ 73 剚 令 令 JI: 職 る Pir 0 な E 務 ۲ は 75 73 唯 容 7 法 か 效 裁 有 勿 法 效 8 遊 41

用 大 Œ ¥ 3 z 17 3 吾 內 ^ 12 D) 大 3 3 す Ø 7 ---遠 8 法 H 容 爲 全 從 宣 13 J. か 渁 告 る 蓮 ح 大 法 8 查 審 13 權 0 打 决 반 院 E b 第 8 如 ષ્ટ 有 K 三刑 Ŀ 반 す る \$ 0 事 近 命 b 點 旨 部 0) 令 17 21 判 1: 判 於 到 決 決 7 21 T 例 Æ て「所 依 形 反 F 3 式上 n 实 之 對 は 0 諭 を Ø 適 某 適 0 見 縣 如 法 法 解 0 0 0 21 E 縣 右 例 公 命 採 令 规 E 布 令 6 定 舉 Ŀ E 世 以 p) B 判 7 n 7 n

有 T すしと 别 行 命 Z 8 反 7 3 V 所 Įζ 憲 る 法 者 15 Æ 大 箏 遾 بج 20 先 反 4 b 2 0 所 3 12 適 月 命 則 る 形 用 z 定 3 5 す 12 13 21 0 進 かっ H Ę 付 E 3 第 T 7 13 0 查 其 17 刑 言 世 質 對 £ る 查 質 E 寸 7 Ŀ 部 俟 權 3 か 告 宜 72 憲法 あ 審 か 72 法 論 告 る 查 3 旨 17 違反 21 る 於 71 11: 4 æ 介 7 は ţ 拒 Ø 72 命 13 して『按 h 3 法 亦 A 否 令 7 實 E 之を 17 內 質 務 \$ 10 す 17 適用 あ E 3 省 查 3 71 令 T 滌 Ž, 裁 B 7/ 4} 其 內 查 lζ 0 共 3 す 依 3 容 判 違 篰 形 D? 3 所 Z Z E 法 とを 查 JE. B 警察 כלל ^ 有 队 21 司 否 1)3

反す 0 見 る 解 裁判所の命令審査権に付て は Ø 法 17 律 U Z て、不當 命 介 8 0 0 甚 性 質 É 0 B 差 0 異 8 智 L 視 ^ 3 叉 75 近 似 膊 72 17 り。法 於 V

13 歪 T 0 0 **b** 法 雕 0 な 內 容 命 3 17 付 17 否 T 0 T 歪 17 7 寸 8 \* 73 洪 立 3 江 は 套 21 我 E か 有 6 憲 法

す \$ 3 法 JL 滩 3 法 反 查 ح 0 及 か 12 P 3 承 認 す 内 B 反 7 f. る Þ 反 て判 否 17 3 3 所 是 B 17 3 0 3 す 11 查 E 政 定 兤 21 0 所 法 判  $\sigma$ 71 3 0 2 决 U 有 法 13 る 及 3 T حج 依 か 定 學 B 法 必 違 I. 17 す τ 於 0 所 T 法 所 8 法 上 73 以 奎 同 0 か は 律 は 法 ね 明 此 其 は 9 法 文 律 な 0) 0

查 M. 21 拒 法 \$ τ T 權 反 17 7 E 13 法 法 の 反 有 行 定 ح 13 T 法 Z の は 17 7 於 T H 17 71 早 定 0 Ø 法 判 强 所 0 0 明 D) 法 適 文 此 用 意 律

律 7 は 藗 歳 E 21 を 3 固 國 法 法 13 13 7 H 法 3 0 3 有 区 法 0 0 律 か M の法 尚 3 21 21 有

裁判所の

 $T_{\mathbf{L}}$ 

は 8 國 な 8 Ė 0 行 E چ 8 ζ Ħ. 3 12 す 3 17 所 力 及 17 自 了 は 法 會 7 15 違 b 反 遵 其 法 を 法 判 法 17 0) 律 敢 的 所 致 其 以 的 か τ Ø Ø 精 0 بل \$ 决 意 E 法 3 定 思 之 查 71 Įζ Įζ 17 依 17 E 遾 7 7 T せ は す す 2 Z ح E ど 憲 憲 な 3 期 す 法 法 待 b 上 亦 ^ E 0 是 0 L É n 手 得 τ 政 法 7

Z 12 法 法 Įζ 且 2 0) 有 效 賛 İÇ Z 3 天 息 3 0 は 裁 絕 可 劉 X E 21 經 定 7 44 Œ, Æ n 12 龙公 3 布

15 判 所 は 最 早 其 0 内 容 Z 7 Ø 查 E 有 3 8 認 め 3

72 カラ 否 21 法 反 又 l 其 T 0 重 ----政 11 遊 反 7 潜 司 3 Ħ. Ħ. 法 17 3 司 Ħ. IL 17 Z 孩 す 亚 並 0 T 位 要 爲 0 8 F ٢ 有 8 17 於 7 智 7 液 Ŋ 認 B 李 JL. 3 家 17 內 其 最 3 15 0 21 な 裁 前 於 30

第九卷 (二二九) 論 觀 製判所の命令審査権に付

反 72 0 隨 る 理 T τ 7 21 0 ષ્ટ ሂ τ 點 15 反 其 17 17 め 於 效 0) な T T 容 は 重 E 介 0 法 12 歪 0 3 法 爱 E 沈 71 は 17 其 0 言 法 す 重 3 0) 西 非 め 法 3 15 21 0 法 τ 0 8 0 Ħ T 條)の す。之 有 0 Ø 效 0 7 T す る け はラ かっ 3 る 適 3 ح 0 ሯ ح E 8 0) 同 21 質 8 確 す E 形 行 的 业 定 2 式 は 0)

少 學 は 判 る 所 思 必 第 法 Ŧî. は 0 查 7 版 北 Æ. 21 21 0 3 六 付 內 る 0 六 3 7 ^ 0 A の かっ 以 白 3 憲 F す。之 法 71 其 71 17 之 適 17  $\mathcal{O}$ Ŀ 反 す 1113 頁 0 \* v す TS 0 の ح 是を司 Ø. 日 法 第 Ŋ Æ. 21 叉鬥不 法 1 付 E 4 權 7 0 は 註 獨 伊 0 法 立 裁 ¥ 21 元 判 於 すしと(獨 判所 公 首 21 21 すし日 て『汝 適 0 又 元 カ を 憲 合 は 其 17 法 す 行 T